

東京都公報

発行
東京都

目次

10

規程(交)

- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局ポイントサービス規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………八
- 東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………八
- 東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程……………八
- 東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………九

規程(交)

- 東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………九
- 東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正する規程……………一〇

●交通局規程第四号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程(昭和五十二年交通局規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一号を次のように改める。

一 株式会社パスモが発行するPASMO(モバイルPASMO及びApple PayのPASMOを除く。)

第五条の二第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 株式会社パスモが発行する障がい者用PASMO

第七条第一号中「定期乗車券発売所」を「定期券発売所」に改め、同条第四号中「第五条の二」を「第五条の二第一号及び第三号」に改め、同条第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第五条の二第二号の共通一日乗車券

東京都地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所

第十二条中「及び東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程(令和元年交通局規程第十九号)」を「、東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けIC

カード乗車券取扱規程(令和元年交通局規程第十九号)、東京都電車障害者用ICカード取扱規程(令和五年交通局規程第三十二号)、東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程(令和五年交通局規程第三十三号)、東京都地下高速電車障害者用ICカード乗車券取扱規程(令和五年交通局規程第三十四号)及び東京都日暮里・舎人ライナー障害者用ICカード乗車券取扱規程(令和五年交通局規程第三十五号)」に改める。

附則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第五号

東京都交通局ポイントサービス規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都交通局ポイントサービス規程の一部を改正する規程

東京都交通局ポイントサービス規程(平成二十三年交通局規程第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十四号を第十八号とし、第十三号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 東京都日暮里・舎人ライナー障害者用ICカード乗車券取扱規程(令和五年交通局規程第三十五号)

第二条第二項中第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 東京都地下高速電車障害者用ICカード乗車券取扱規程(令和五年交通局規程第三十四号)

第二条第二項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程(令和五年交通局規程第三十三号)

第二条第二項第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 東京都電車障害者用ICカード取扱規程(令和五年交通局規程第三十二号)

第三条第一号中「PASMOカード、モバイルPASMO及びApple PayのPASMO」を「PASMO及び障がい者用PASMO」に改める。

附 則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第六号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程(昭和六十三年交通局規程第八号)の一部を次のように改正する。

第五条見出し中「様式」を「種別及び様式」に改め、同条第一号中「における乗車券類発売機」を削り、同条第四号を次のように改める。

四 東京都交通局の駅において発売する東京フリーきつぷ(株式会社パスモが発行するPASMO(モバイルPASMO及びApple PayのPASMOを除く。)に企画乗車券機能を付加したもの)(大人用・小児用)第五条に次の一号を加える。

五 東京都交通局の定期券発売所において発売する東京フリーきつぷ(株式会社パスモが発行する障がい者用PASMO)に企画乗車券機能を付加したもの(第六条中「乗車券」を「前条第一号から第四号までの乗車券」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第五号の乗車券は、次の場所において発売する。

一 地下高速電車の定期券発売所

二 日暮里・舎人ライナーの定期券発売所

第十二条中「第三十一号」の下に「、東京都電車ICカード取扱規程、東京都乗合自動車ICカード取扱規程、東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程(平成十九年交通局規程第八号)、東京都日暮里・舎人ライナーIC

カード乗車券取扱規程(平成二十年交通局規程第三十二号)」を加え、「及び東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程(令和元年交通局規程第九号)(以下「東京都電車条例施行規程等」という。)」を「、東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程(令和元年交通局規程第十九号)、東京都電車障害者用ICカード取扱規程(令和五年交通局規程第三十二号)、東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程(令和五年交通局規程第三十三号)、東京都地下高速電車障害者用ICカード乗車券取扱規程(令和五年交通局規程第三十四号)及び東京都日暮里・舎人ライナー障害者用ICカード乗車券取扱規程(令和五年交通局規程第三十五号)」に改め、「を準用し、この規程及び東京都電車条例施行規程等に定めのない事項については、東日本旅客鉄道株式会社が定める連絡運輸に関する規則及び規程」を削る。

附 則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第七号

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車旅客営業規程(昭和三十五年交通局規程第十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項の表大人の項中「百七十円」を「百八十

円」に改める。

第十六条第二号の表を次のように改める。

キロ程 種別	通		勤		通		学	
	一 箇 月	六、 九八〇 円	三 箇 月	一九、 九〇〇 円	一 箇 月	三、 三〇〇 円	三 箇 月	九、 四一〇 円
一 キ ロ メ ー ト ル	一 箇 月	六、 四六〇 円	三 箇 月	一九、 四二〇 円	一 箇 月	二、 八七〇 円	三 箇 月	八、 一八〇 円
二 キ ロ メ ー ト ル	一 箇 月	六、 八〇〇 円	三 箇 月	一九、 三八〇 円	一 箇 月	三、 〇九〇 円	三 箇 月	八、 八一〇 円
三 キ ロ メ ー ト ル	一 箇 月	六、 九八〇 円	三 箇 月	一九、 九〇〇 円	一 箇 月	三、 三〇〇 円	三 箇 月	九、 四一〇 円
	六 箇 月	一七、 八二〇 円	六 箇 月	三七、 七〇〇 円	六 箇 月	三、 三〇〇 円	六 箇 月	一七、 八二〇 円

第三十一条第一項ただし書中「次の各号に掲げる乗車券については、それぞれ当該各号に定める場所で発売する」を「第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、東京都地下高速電車身体障害者旅客運賃割引規程（昭和三十五年交通局規程第十一号。以下「身体障害者割引規程」という。）第五条及び東京都地下高速電車的障害者旅客運賃割引規程（平成三年交通局規程第百十五号。以下「知的障害者割引規程」という。）第五条に規定する定期乗車券及び回数乗車券は、定期券発売所において係員により発売する」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第四十二条中「対しては」の下に「、第四十二条の二、身体障害者割引規程第五条及び知的障害者割引規程第五条に規定する回数乗車券に限り」を加える。

第五十七条を次のように改める。

第五十七条 削除

第七十五条の三第二項第二号中「（第四十二条の二の規定により発売する割引回数乗車券を除く。）」を削り、「収受する。」の下に「この場合において、原乗車券が割引の回数乗車券であつて、その割引が原乗車券の出発駅から乗越到着駅までの区間に対して適用されるものであるときは、その区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率により割引した普通旅客運賃により計算する。」を加える。

別表第三を次のように改める。

附則

- 1 この規程は、令和五年三月十八日から施行する。
- 2 この規程の施行前に発売した定期乗車券及び回数乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中なお引き続き使用することができる。

●交通局規程第八号

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程(平成十九年交通局規程第八号)の一部を次のように改正する。
第六条第三項中「百六十八円」を「百七十八円」に改める。

第十六条第一項中「当局」を「地下高速電車」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、第一項に規定する旅客が地下高速電車を含むIC鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 前条第一項から第四項までの規定により算出する片道普通旅客運賃相当額又は片道普通旅客運賃から五割を減じた額を減額する。

二 旅客は、二以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第一項に定める割引と前条第四

項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。
第三十五条第一項中「当局」を「地下高速電車」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、第一項に規定する旅客が地下高速電車を含むIC鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 前条第一項から第五項までの規定により算出する片道普通旅客運賃相当額又は片道普通旅客運賃から五割を減じた額を減額する。

二 旅客は、二以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第一項に定める割引と前条第五項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。
別表二を次のように改める。

別表2 (第6条四款)

旅客運賃表 (1円単位運賃)

(単位:円)

Table with multiple columns for routes and fares. Columns include route names (e.g., 浅草線, 三田線, 新宿線, 大江戸線) and fare values. The table is organized into sections by line name, with specific route names and fare amounts listed in a grid format. The routes listed include 浅草線, 三田線, 新宿線, and 大江戸線, with various station-to-station fare values.

附則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第九号

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程(令和二年交通局規程第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「その他」を削り、「事項については」の下に、「法令、東京都地下高速電車旅客営業規程(昭和三十五年交通局規程第十号。以下「旅客営業規程」という。)」を加える。

第八条の二第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、

第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条の三第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、

第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第五項ただし書中「旅客が十八歳となる年度の三月三十一日以前を使用開始日とする通学定期乗車券及び」を削る。

第十三条第一項第五号中「東京都地下高速電車旅客営業規程(昭和三十五年交通局規程第十号。以下「旅客営業規程」という。)」を「旅客営業規程」に改める。

第十六条第四項中「及び前条第一項」を「前条一項」に改め、「再発行」の下に「その他コンピュータシステム

ム処理」を加える。

附則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第十号

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程(平成二十六年交通局規程第四十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号イを次のように改める。

イ 第八条第二号イに掲げる発売場所において発売する都・メトロ一日乗車券(ICカード乗車券)

る都・メトロ一日乗車券

第六条第二号に次のように加える。

ウ 第八条第二号ウに掲げる発売場所において発売する都・メトロ一日乗車券(障害者用ICカード乗車券)

券)

第六条第三号イを次のように改める。

イ 第八条第三号イに掲げる発売場所において発売する都・メトロ一日乗車券(ICカード乗車券)

る都・メトロ一日乗車券

第六条第四号を次のように改める。

四 第八条第四号に掲げる発売場所において発売する京

王・都・メトロ一日乗車券(ICカード乗車券)

第六条第六号を次のように改める。

六 第八条第五号に掲げる発売場所において発売する東

急・都・メトロ一日乗車券(ICカード乗車券)

第六条第八号を次のように改める。

八 第八条第六号に掲げる発売場所において発売する京

急・都・メトロ一日乗車券(ICカード乗車券)

第六条第十号を次のように改める。

十 第八条第七号に掲げる発売場所において発売する京

急・都・メトロ一日乗車券(ICカード乗車券)

第八条第二号に次のように加える。

ウ 地下高速電車の定期券発売所

第十六条中「を準用し、旅客営業規程並びに地下高速電車ICカード乗車券取扱規程第一編、第三編及び第四編並びに地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程に定めのない事項は、東日本旅客鉄道株式会社が定める連絡運輸に関する規則及び規程」を「並びに地下高速電車障害者用ICカード乗車券取扱規程」に改める。

附則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第十一号

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程(平成二十年
交通局規程第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条の表回数乗車券の項中「及び駅(ただし、第三
十三条、第三十四条及び第三十五条に規定する割引回数乗
車券は、ライナーの定期券発売所に限る。)」を削る。

第三十二条中「対しては、」の下に「第三十三条、第三
十四条、第三十四条の二又は第三十五条に規定する回数乗
車券に限り、」を加える。

第七十一条を次のように改める。
第七十一条 削除

第五十五条第一項中「回数乗車券」の下に「(第三十五条
の規定により発売する割引回数乗車券を除く。)」を加え、
同条第二項第二号中「收受する。」の下に「この場合にお
いて、当該回数乗車券が割引の回数乗車券であつて、その
割引が当該回数乗車券の出発駅から乗越到着駅までの区間
に対して適用されるものであるときは、その区間に対する
普通旅客運賃を当該回数乗車券に適用した割引率により割
引した普通旅客運賃により計算する。」を加える。

附 則

1 この規程は、令和五年三月十八日から施行する。
2 この規程の施行前に発売した回数乗車券で、この規程
の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中な
お引き続き使用することができる。

●交通局規程第十二号

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程
の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車
券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程
(平成二十年交通局規程第三十二号)の一部を次のように
改正する。

第十六条第一項中「当局」を「ライナー」に改め、同条
に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、第一項に規定する旅客が
ライナーを含むIC鉄道事業者相互間を乗車した場合は、
次の各号に定めるとおりとする。

一 前条第一項から第四項までの規定により算出する片
道普通旅客運賃相当額又は片道普通旅客運賃から五割
を減じた額を減額する。

二 旅客は、二以上の旅客運賃の割引が適用される場合
であつても、旅客運賃の割引を重複して請求すること
ができない。ただし、第一項に定める割引と前条第四
項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。
第三十五条第一項中「当局」を「ライナー」に改め、同
条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、第一項に規定する旅客が
ライナーを含むIC鉄道事業者相互間を乗車した場合は、
次の各号に定めるとおりとする。

一 前条第一項から第五項までの規定により算出する片
道普通旅客運賃相当額又は片道普通旅客運賃から五割
を減じた額を減額する。

二 旅客は、二以上の旅客運賃の割引が適用される場合
であつても、旅客運賃の割引を重複して請求すること

ができない。ただし、第一項に定める割引と前条第五
項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。

附 則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第十三号

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規
程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗
車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規
程(令和二年交通局規程第二十九号)の一部を次のように
改正する。

第二条第五項中「その他」を削り、「事項については」
の下に「、法令、東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規
程(平成二十年交通局規程第三十一号。以下「施行規程」
という。)」を加える。

第八条の二第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、
第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。
第八条の三第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、
第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第五項ただし書中「旅客が十八歳となる年度の三
月三十一日以前を使用開始日とする通学定期乗車券及び」
を削る。

第十三条第一項第五号中「東京都日暮里・舎人ライナー
条例施行規程(平成二十年交通局規程第三十一号。以下

「施行規程」という。)を「施行規程」に改める。
第十六条第四項中「及び前条第一項」を「前条第一項」に改め、「再発行」の下に「その他コンピュータシステム処理」を加える。

附 則

この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

●交通局規程第十四号

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程(平成二十年交通局規程第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表八の項を次のように改める。

附則
この規程は、令和五年三月十八日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 ○三(三三八一)五二〇一(代)
郵便番号
113-0001

